

# 特定建設作業騒音・振動規制について

建設作業に伴って著しい騒音・振動を発生する作業を、騒音規制法・振動規制法では特定建設作業と定めており、指定地域内での特定建設作業を行う方は、当該作業を行う場所の敷地境界において、騒音規制法・振動規制法の規制基準を順守しなければなりません。

特定建設作業に該当する場合は、作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を市へ提出する必要があります。届出書には、作業付近の見取り図と工事工程表を添付の上、正副2部を環境課まで提出してください。

## ◆規制基準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号・2号	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時	
	2号	午後10時～午前6時	
最大作業時間	1号	10時間／日	
	2号	14時間／日	
最大作業日数	1号・2号	連続6日	
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	

1号区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種低層住居専用地域</li> <li>・第2種低層住居専用地域</li> <li>・第1種中高層住居専用地域</li> <li>・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種住居地域</li> <li>・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・用途地域の指定のない区域</li> <li>・都市計画区域の指定のない区域</li> <li>・上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m以内の区域</li> </ul>
2号区域	<p>工業地域</p> <p>工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が 100mまでの区域(騒音のみ指定)</p>

# 特定建設作業(騒音規制法・振動規制法)

騒音	振動
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい打機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	1 くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
2 びょう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
5 コンクリートプラント(混練容量0.45 m <sup>3</sup> 以上)又はアスファルトプラント(混練重量200 kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	(注)1 定格出力:1PS(1馬力)=0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、国土交通省のホームページで確認できます。
6 バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	【低騒音型建設機械の標識】 【超低騒音型建設機械の標識】
7 トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
8 ブルドーザー(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	



## 各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称		騒音	振動	備考		
既製くい	直打工法	打撃工法	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
			ドロップハンマ	○	○	
			パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×	
			油圧ハンマ	○	○	
			エアハンマ	○	○	
	埋め込み工法	振動工法	パイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用
			圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×
	埋め込み工法	プレボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	先端打撃工法
		セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	先端根固め工法
中堀工法		アースオーガー+直打工法	×	○		
現場造成くい (場所打くい)	オールケーシング工法(ベント工法)		×	×		
	アースドリル工法		×	×		
	リバースサーキュレーション工法		×	×		
	地下連続壁工法		×	×		

特定建設作業の規制 ○:対象 ×:対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は規制対象外